

浦安市交通バリアフリー 道路特定事業計画



平成17年7月

千葉県・浦安市

目 次

1 . はじめに-----	1
2 . 浦安市交通バリアフリー基本構想の概要-----	3
3 . 道路特定事業計画の整備方針-----	6
3 - 1 対象とする経路-----	6
3 - 2 整備方針-----	6
4 . 道路特定事業計画-----	20
4 - 1 整備のポイント-----	20
4 - 2 路線別事業計画-----	22
参考 . 用語解説 -----	35

1. はじめに

高齢社会の到来、障害のある人も障害のない人と同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーション理念の浸透などの社会的背景を受け、平成 12 年 11 月 15 日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称 交通バリアフリー法）」が施行されました。

この法律は、高齢の人や身体に障害のある人などが公共交通機関を利用して円滑に移動できるように、鉄道やバス、道路など公共交通の障壁（バリア）を取り除くことを目的とするものです。

交通バリアフリー法は大きく 2 つの枠組みからなっています。ひとつは、公共交通事業者が講ずべき措置として旅客施設や車両のバリアフリー化の義務づけ（既設の場合は努力義務）であり、もうひとつは、市町村が鉄道駅等を中心とした徒歩圏域を重点整備地区と定め重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する「基本構想」を策定し、これに基づき各事業者が特定事業（バリアフリー事業）を実施する枠組みです。

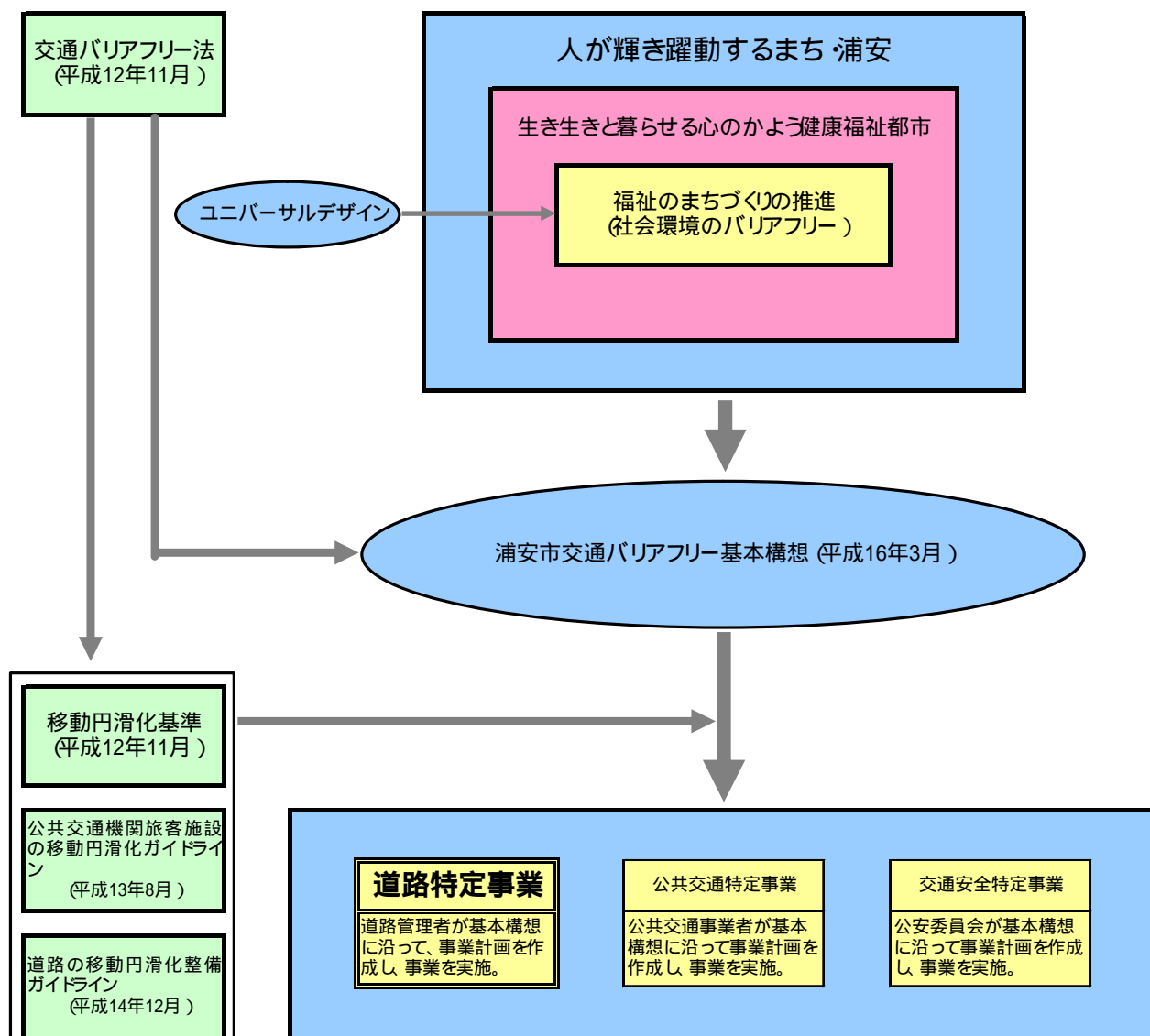
ともに主務大臣が定める基本方針に基づき実施することになります。

この流れを受け浦安市は、効果的なバリアフリー環境を実現するための基本方針を明確にする目的で、平成 16 年 3 月に「浦安市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

更にこのたび、交通バリアフリー法第 10 条により、「基本構想」における道路に関するバリアフリー事業について「道路特定事業計画」を定めました。

今後、この「道路特定事業計画」に基づき、平成 22 年度までの期間において順次事業を実施します。

道路特定事業計画の位置づけ



特定事業における移動円滑化は平成22年までに実施することが原則。

2. 浦安市交通バリアフリー基本構想の概要

(「浦安市交通バリアフリー基本構想」より抜粋)

浦安市では、これまでも積極的なバリアフリー化を推進してきましたが、それぞれが関連して実施されている場合は決して多くなく、点的な整備であったことは否めません。

交通バリアフリー基本構想は、そういった点的な整備を、体系だった線的な整備として実現化できることに大きな特徴を持っています。しかも平成 22 年までの事業実施という期間限定で実施することから、短期的に確実なバリアフリー環境を実現できます。

「浦安市交通バリアフリー基本構想」では、重点整備地区として新浦安駅周辺を設定し、総合的・一体的にバリアフリー環境整備を進めていくこととしています。

バリアフリー基本構想の基本的な方針

誰もが安心して利用できる新都市を目指し、浦安市のモデルケースとしてバリアフリーによるまちづくりを実施します。

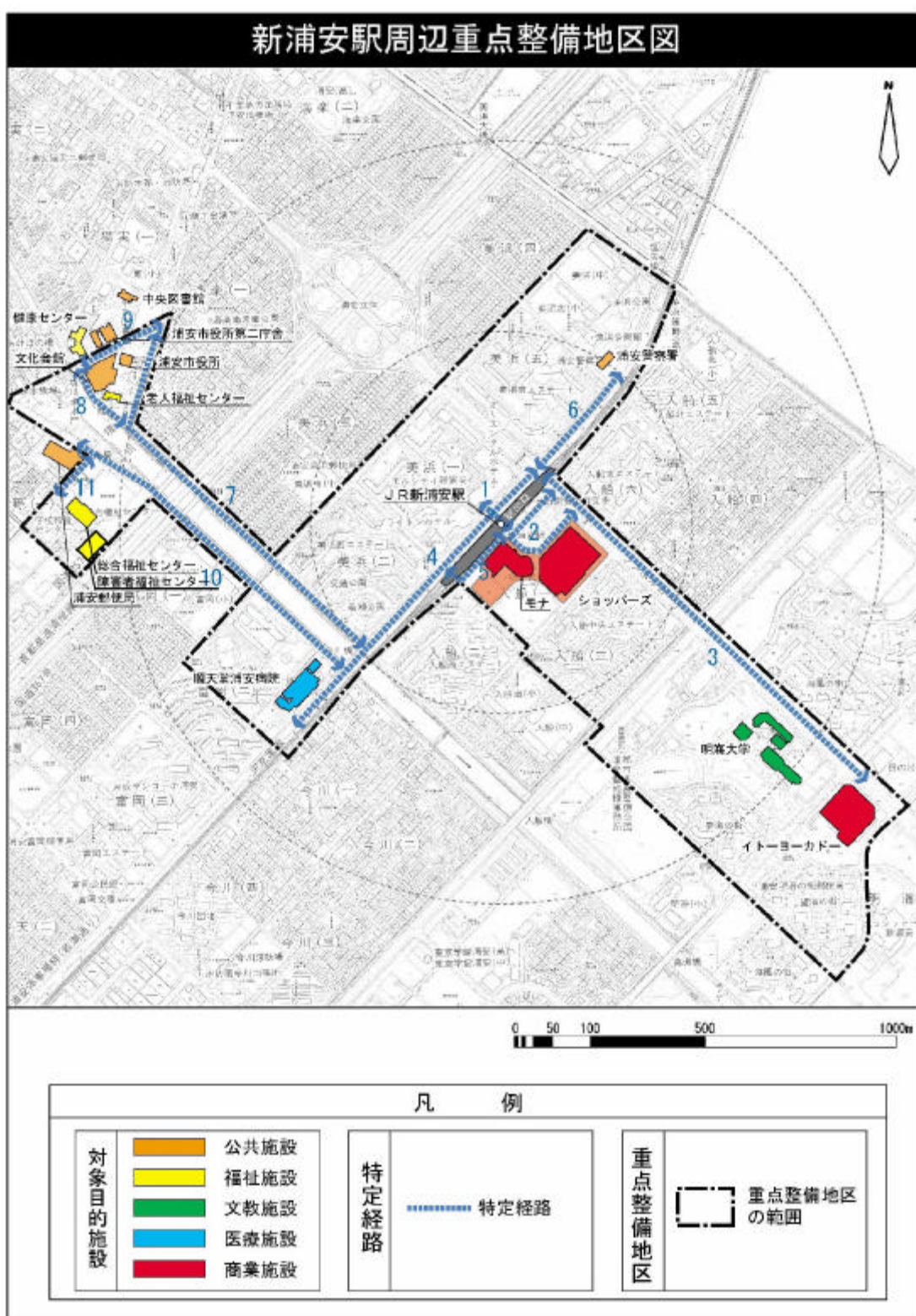
駅から駅前広場、主要施設までの一連の移動経路についてユニバーサルデザインの思想に基づく整備水準の高いバリアフリー化を進めます。

平成 22 年を目標に関係者と調整し重点的かつ一体的なバリアフリーに係わる特定事業等を実施します。

駅周辺地区とシビックセンター地区間のバリアフリー化を実施することで、浦安市全域におけるバリアフリー歩行空間ネットワーク形成の礎を築き、市民の多様な移動特性への対応を目指します。

重点整備地区及び特定経路

基本構想において重点整備地区は「対象目的施設（もしくは前面道路等）及び特定経路を含み、道路や河川、字界等で明確に区切られる地区」として下図のとおり設定されています（約 136ha）。



特定経路一覧表

番号	道路名称	対象目的施設	延長(m)	備考
1	市道 5-50 号(新浦安駅連絡通路)	駅施設	105	
2	幹線 9 号 (駅前広場)	駅前商業施設等	310	
3	幹線 9 号 (シンボルロード)	明海大学 イトーヨーカドー	1,140	
4	県道西浦安停車場線 (若潮通り) 市道 5-49 号	順天堂浦安病院	900	
5	市道 5-27、5-52 号		240	若潮通りの補完経路
6	市道 4-52 号	浦安警察署	350	
7	市道 5-1 号	浦安市役所	1,125	
8	市道 5-2 号	文化会館 老人福祉センター	185	
9	幹線 4 号	健康センター 中央図書館	240	
10	幹線 3 号	浦安郵便局	960	
11	市道 6-9 号	総合福祉センター 障害者福祉センター	140	
合計			5,695	

3. 道路特定事業計画の整備方針

3-1 対象とする経路

(1) 特定経路

国土交通省令第 68 号で定める『特定旅客施設（駅）と対象目的施設との間の経路』として、基本構想で設定された経路（特定経路）を整備対象とします。

(2) 準特定経路

「準特定経路」という用語は「交通バリアフリー法」には定義されておりませんが、特定旅客施設（駅）と対象目的施設、あるいは対象目的施設相互を結ぶ歩行者空間ネットワーク形成を図る上で重要な経路として重点整備地区内より抽出、整備する経路のことをいい『基準に適合した整備は困難であるが、可能な限りバリアフリー化を図る経路』と定義し、整備対象とします。

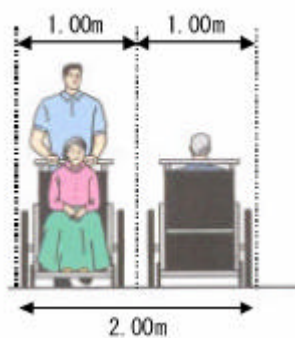
3-2. 整備方針

道路特定事業計画を、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（以下、移動円滑化基準）」（国土交通省令第 104 号）及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン（以下、ガイドライン）」（財団法人 国土技術研究センター）に準拠し、定めることとします。

次頁以降に、バリアフリー化を図るための一般的な整備内容を示します。

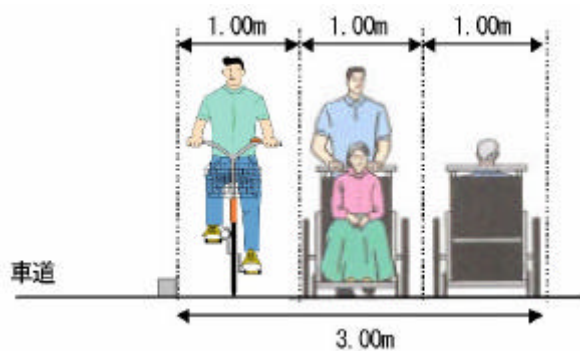
歩道等の有効幅員

- 1) 歩道の有効幅員は、2.0m 以上（車いす相互がすれ違えることが目標）とします。



<歩道幅員の考え方 - ガイドラインより>

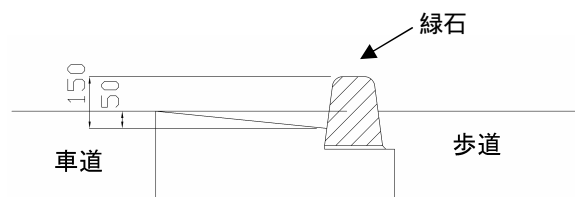
- 2) 自転車歩行者道の有効幅員は、3.0m 以上（車いす相互及び自転車 1 台分がすれ違えることが目標）とします。



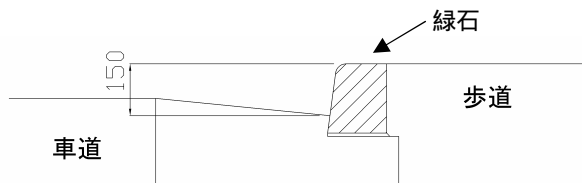
<自転車歩行者道幅員の考え方 - ガイドラインより>

歩道の構造

- 1) 歩道等（縁石を除く）の車道等に対する高さは、ガイドラインにおいては、5cm を標準（セミフラット形式）としていますが、本事業において整備する特定経路は歩道等の幅員は広く、車両乗入れ部のすりつけ等を除いた有効幅員が2.0m 以上確保可能なため、現況と同じマウントアップ形式を標準とします。
- 2) 車道と分離された歩道を確保するため、車道面から高さ 15cm 以上の縁石を設置します。



<セミフラット形式の構造>

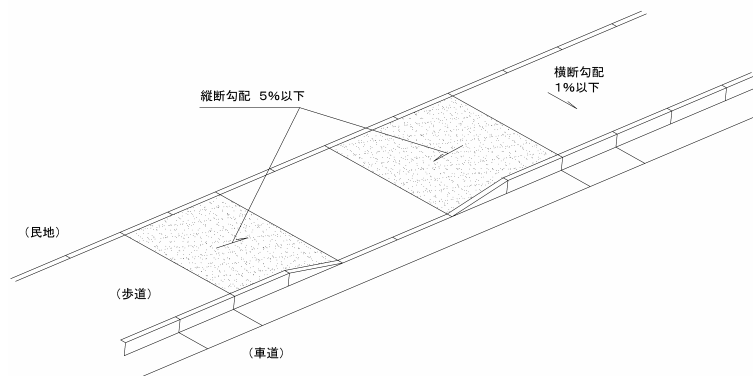


<マウントアップ形式の構造>

歩道の勾配

歩道の縦断勾配は、車いす使用者の通行等に配慮し、5%以下（地形の状況等で特にやむを得ない場合は、8%以下）とします。

歩道の横断勾配についても、同様に配慮し、1%以下（同、2%以下）とします。



<歩道の勾配>

歩車道のすりつけ

- 1) 車道に接続する歩道部分における勾配、段差については、以下の通りとします。

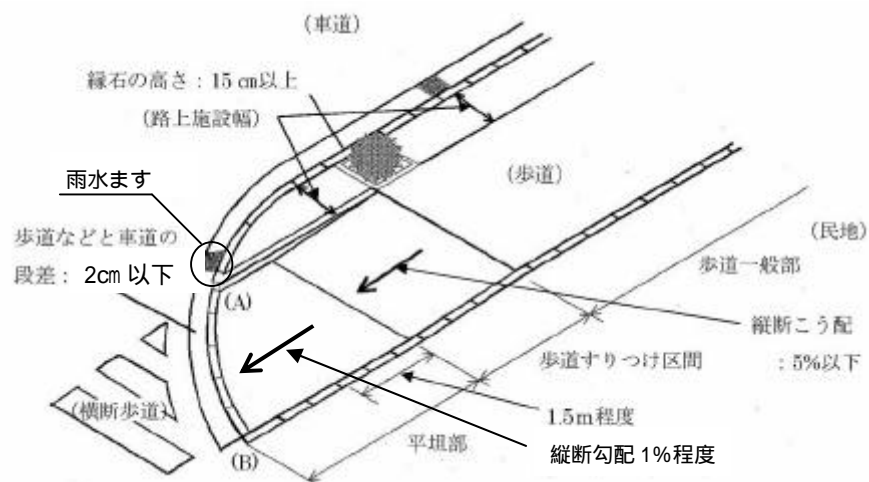
歩道の巻込部や横断歩道設置箇所

縦断勾配のすりつけは、5%以下（地形の状況等で特にやむを得ない場合は、8%以下）とします。

歩車道境界の縁端の段差は2cm以下とします。ただし、2cm未満の段差を採用する場合には、必ず視覚障害者誘導用ブロックを併設します。

すりつけ部と歩車道境界との間には、1.5m以上の平坦部（勾配1%程度）を設けます。

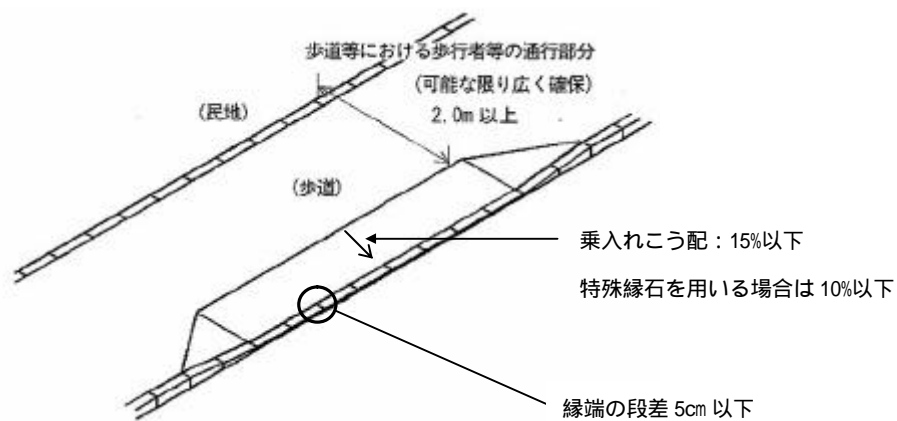
雨水ますは、極力歩行者動線にかからない位置に設けますが、やむを得ず設ける場合には、白杖やハイヒール等が落ち込まないように、蓋は細目のものを使用し、また滑りづらさ等にも配慮します。



< 歩車道のすりつけ（横断歩道接続部） >

車両乗入れ部

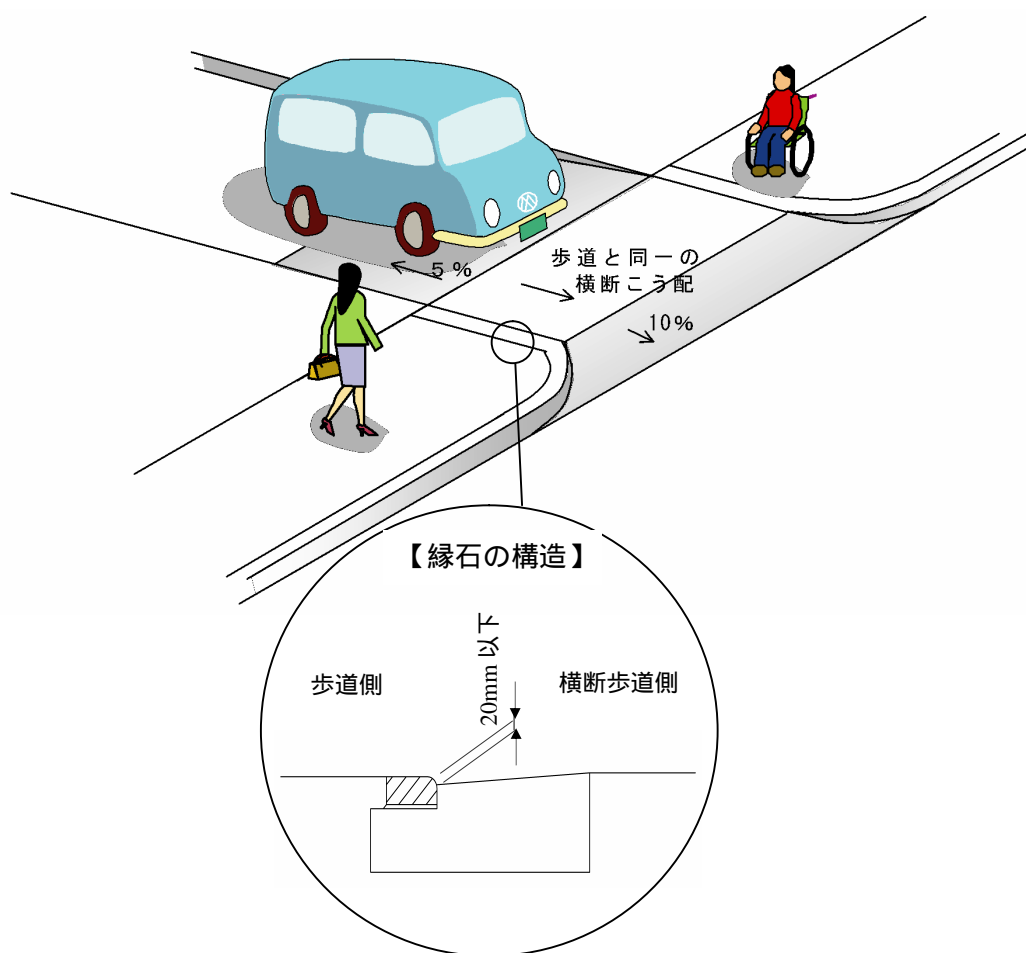
乗入れ勾配は 15% 以下、特殊縁石を用いる場合は、10% 以下とします。
歩車道境界の縁端の段差は、歩行者及び自転車等の安全な通行等を考慮して、5cm 以下とします。



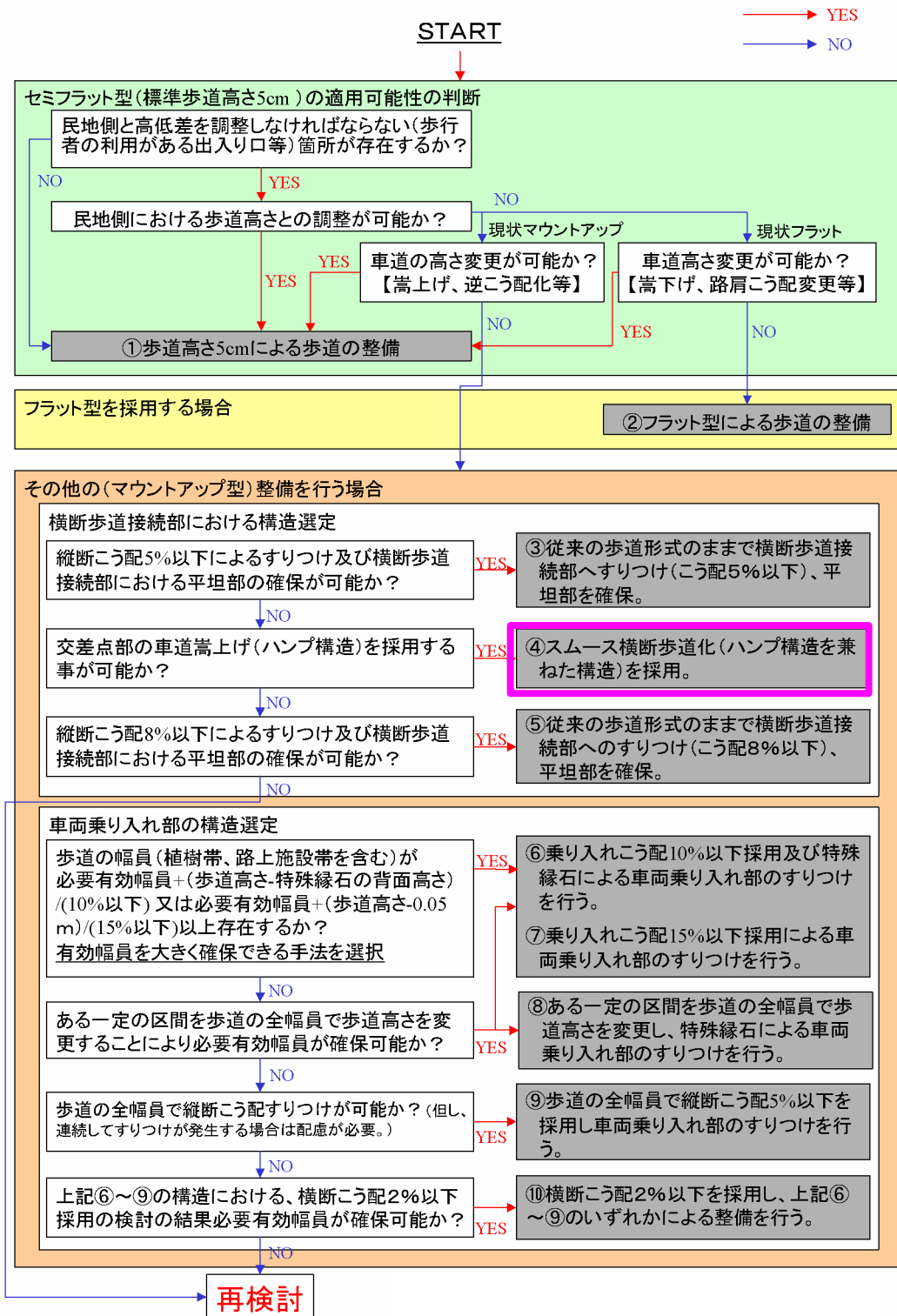
< 歩車道のすりつけ (車両乗入れ部) - ガイドラインより >

2) 横断歩道接続部等において、縦断勾配を5%以下ですりつけることが困難な場合で、交差道路にハンプ構造が採用可能な場合は(細街路との交差部に限る)横断歩道をスムーズ横断歩道化(ハンプ構造をかねた構造)することを、安全性が確保されるよう周辺の交通状況等に配慮しつつ、検討します。

スムーズ横断歩道採用の可否は、次ページに示すフローチャートに従います。



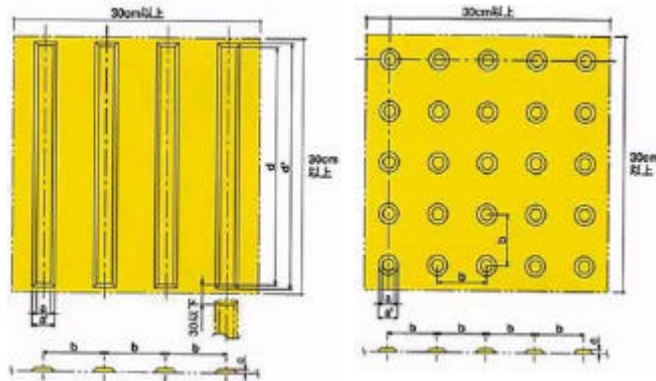
<スムーズ横断歩道のイメージ - ガイドラインより>



< 歩道構造形式選定フロー - ガイドラインより >

視覚障害者誘導用ブロック

- 1) 視覚障害者が、安全かつ円滑に歩行できるよう誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを設置します。なお、特定経路については、連続敷設とします。
- 2) 形状及び寸法は、JIS規格とします。



<線状ブロック(左)・点状ブロック(右)の形状及び寸法 - ガイドラインより>

- 3) 色彩は、原則として黄色とします。周辺部分の色との関係で、対比効果(輝度比)が発揮されない場合は、状況に応じて適切な色を選択します。



良い事例

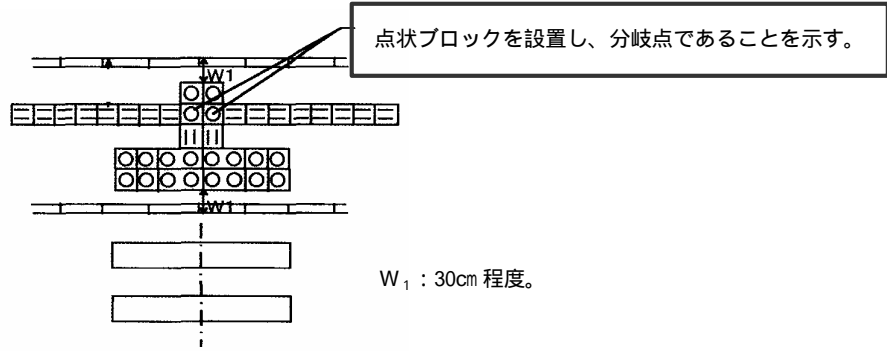


悪い事例

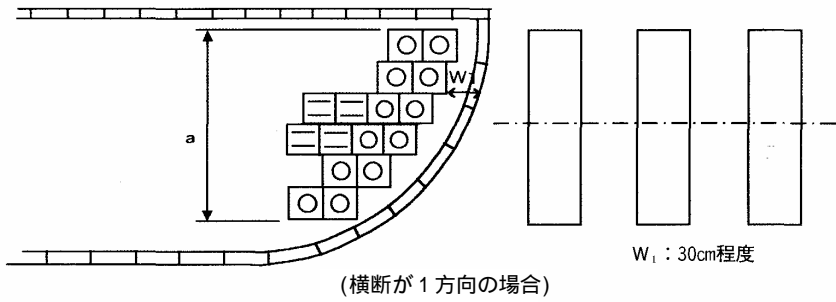
<輝度比の事例 - ガイドラインより>

4) 代表的な設置例を示します。なお、詳細な設置方法については、以下の3つの指針によるものとします。

- ・「浦安市視覚障害者誘導用ブロック設置指針」(浦安市)
- ・「道路の移動円滑化ガイドライン」(財団法人 国土技術研究センター)
- ・「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」(社団法人 日本道路協会)

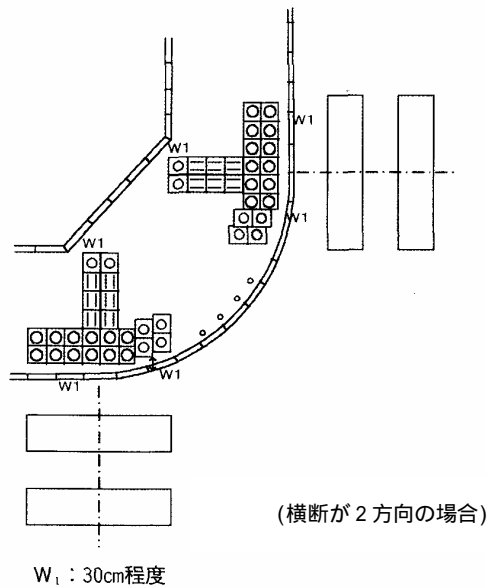


<横断歩道口の設置例 - ガイドラインより>



(横断が1方向の場合)

注) 横断歩道の有無に関わらず歩道巻き込み部には視覚障害者誘導用ブロックを設置する。



(横断が2方向の場合)

W₁ : 30cm程度

<歩道巻込部の設置例 - ガイドラインより>

- 5) 距離の長い横断歩道等には、必要に応じ、エスコートゾーン(視覚障害者用横断帯)の設置を検討します。



<エスコートゾーンの設置例>

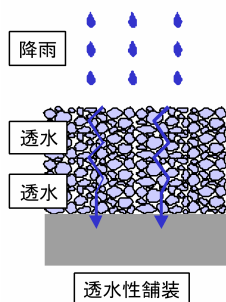
歩道舗装

舗装の構造は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造で、平坦で滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとし、下図のような舗装を基本とします。

本事業においては、次のとおり行います。

現在アスファルト舗装の箇所 全て下図の舗装とします。

現在景観舗装の箇所 舗装の傷みが進み、改修が必要と判断された段階で行います。



空隙が比較的大きい
雨水が地盤まで透水すること
により舗装面を流出する水量
が減少

<雨水を地下に浸透させることができる構造の種類 - ガイドラインより>

ただし、車の出入りが多い箇所については、別途考慮します。

照明施設

歩道等に設置する照明は、夜間における歩行者等の交通量や周辺の光環境を考慮して、高齢者や身体障害者等が安全で円滑な移動を図るために適切な明るさを確保します。

(照度基準)

夜間の歩行者交通量	地域	照度(lx)	
		水平面照度	鉛直面照度
交通量の多い道路	住宅地域	5	1
	商業地域	20	4
交通量の少ない道路	住宅地域	3	0.5
	商業地域	10	2

水平面照度は路面上の平均照度

鉛直面照度は、歩道の中心線上で路面上から1.5mの高さの道路軸に対して直角な鉛直面上の最小照度

< 歩行者に対する道路照明基準(JIS Z 9111) - ガイドラインより >

(均斉度基準)

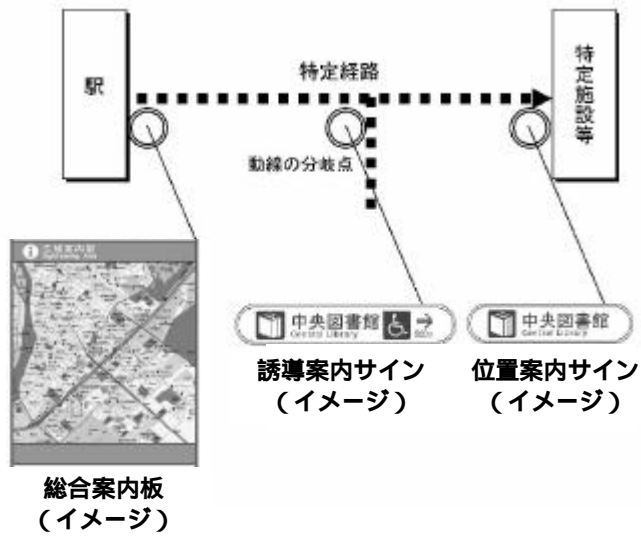
歩道等路面にムラがある(均斉度が低い)と障害物が視認しづらくなるため、均斉度(当該歩道路面上に水平面照度の最小値を平均値で除した値)は、0.2以上を確保します。



< 歩道照明(均斉度が低い例(左)・均斉度が高い例(右)) >

案内標識

バリアフリー化された経路で特定施設まで円滑に到達できるよう、適切な案内・誘導を行うこととします。



<案内誘導配置方法の概要図>



<総合案内板>

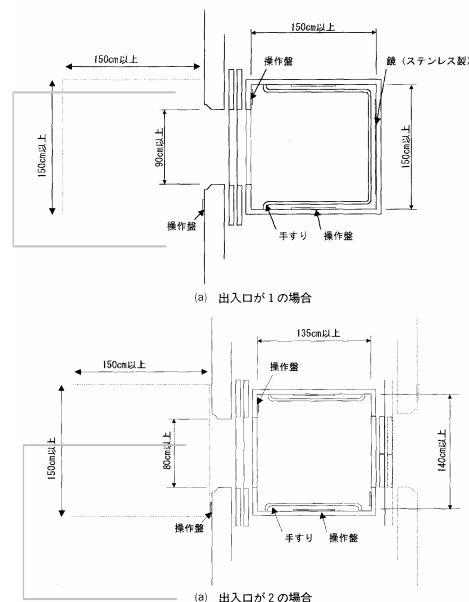
エレベーター

- 1) 特定経路上の立体横断施設を移動円滑化するため、エレベーターを設置します。本業務においては、特定経路として最低限必要な1ルートを確認する目的から、
 - ・ 新浦安駅連絡通路駅舎側
 - ・ 駅前広場噴水裏の2箇所に設置を予定します。
- 2) エレベーターの構造寸法は、以下の基準を満足する必要があります。

かごの出入口が同じ方向にあり、車いす使用者がかご内で転回し退出する方式のエレベーターについては、かご内の大きさを幅1.5m以上、奥行き1.5m以上とします。(手動車いす使用者が360度転回するため。)また、出入口の有効幅は90cm以上とします。

かごの出入口が異なる方向にあり、車いす使用者が転回を伴わず前進して退出する方式(ウォークスルー型)のエレベーターについては、かご内の大きさを幅1.4m以上、奥行き1.35m以上とします。(手動車いす1台が乗降できる寸法。)また、出入口の有効幅は80cm以上とします。

乗降口に接続する歩道等又は通路部分の大きさは、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上確保します。(車いす使用者が転回できる寸法。)



「公共旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(交通エコロジー・モビリティ財団) より

<エレベーターの寸法>

斜路

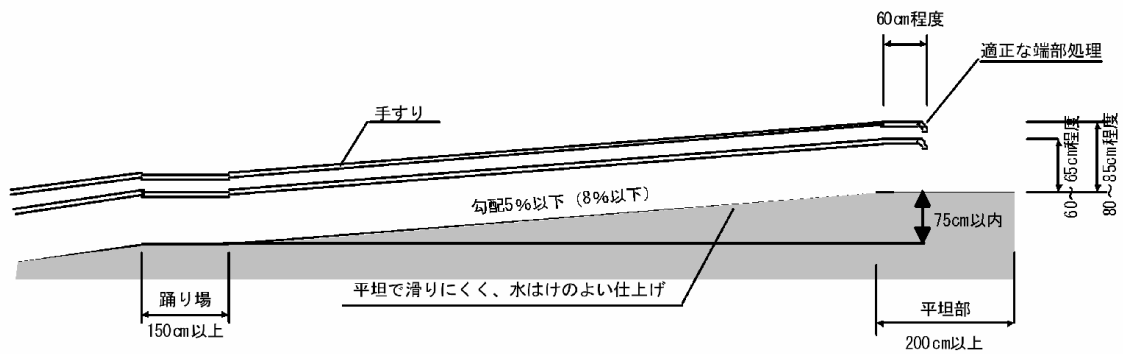
斜路の構造寸法は、以下の基準を満足する必要があります。

有効幅員は2.0m以上（やむを得ない場合は、1.0m以上）とします。

縦断勾配は5.0%（やむを得ない場合は、8.0%以下）とします。

横断勾配は0%（水平）とします。

高さ75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊り場を設けます。また、傾斜路の始終部には、2.0m以上の水平部を設けます。



< 傾斜路の側面 - ガイドラインより >

境川中央歩道橋の改修は、これらの基準に適合するよう行います。